

決 算 届

令和 5年 5月26日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県伊勢市小木町558-1

医療法人 オリーブ会

理事長 右京 博 巳

第10期（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の決算を
終了したので、医療法52条の規定により届け出ます。



事業報告書

(自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 オリーブ会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市小木町558-1
- (3) 設立認可年月日 平成25年 7月 4日
- (4) 設立登記年月日 平成25年 7月31日
- (5) 役員及び評議員 (省略)

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	右京歯科	三重県伊勢市小木町558-1	—

(2) 附帯業務

なし

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年5月23日 令和3年度決算の決定

令和 5年3月25日 令和5年度予算の決定

法人名 医療法人 オリーブ会

所在地 三重県伊勢市小木町558-1

財 産 目 録

(令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 額	101,790千円
2. 負 債 額	39,784千円
3. 純 資 産 額	62,006千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	64,716
B 固 定 資 産	37,074
C 資 産 合 計 (A+B)	101,790
D 負 債 合 計	39,784
E 純 資 産	62,006

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 オリーブ会

所在地 三重県伊勢市小木町558-1

貸借対照表

(令和 5年 3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	64,716	I 流動負債	9,784
II 固定資産	37,074	II 固定負債	30,000
1 有形固定資産	29,462	負債合計	39,784
2 無形固定資産	83	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	7,529	科 目	金 額
		I 資本金	—
		II 資本剰余金	—
		III 利益剰余金	62,006
		IV 評価・換算差額等	—
		純資産合計	62,006
資産合計	101,790	負債・純資産合計	101,790

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 オリーブ会

理事長 右京 博巳 殿

私は、医療法人オリーブ会の第10期会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

< 監査の方法の概要 >

理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求め、また事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 5月23日

医療法人 オリーブ会

監 事 右京 尚